

令和7年高島市農業委員会第11回総会議事録

1 開催日時 令和7年11月10日（月）

午後1時30分から午後3時25分まで

2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12

3 出席委員（16人）

会長	6番	中田正敏	
副会長	10番	地村満信	
	1番	田中孝敏	
	2番	青谷喜代一	
	3番	橋本久義	（議事録署名委員）
	5番	采野 哲	
	7番	前川幸雄	（議事録署名委員）
	8番	古谷久栄	
	9番	上原満枝	
	11番	中川幸雄	
	13番	岸田忠則	
	14番	山田善嗣	
	15番	浅井嘉己	
	16番	古田卓見	
	17番	清水 巧	
	18番	足立 功	
	19番	石津紘子	

4 欠席委員（2人）

4番	高木敏一
12番	中江武良

5 遅参した委員 な し

6 傍聴人の数 1 人

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第 1 農地の違反転用に対する研修会について

第 3 報告第22号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について

- 第 4 報告第 23 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る届出書の受理について
- 第 5 報告第 24 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 6 議案第 43 号 農地買受適格証明願の審議について
- 第 7 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 9 議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について
- 第 10 議案第 47 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて
- 第 11 議案第 48 号 高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて

6. 連絡事項

(1) 令和 7 年第 12 回総会について

- ・ 日 時 令和 7 年 12 月 10 日（水） 午後 1 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 11・12

(2) 令和 7 年度高島市農業委員会視察研修および委員研修会について

- ・ 日 時 令和 7 年 12 月 4 日（木） 8 時本庁発
- ・ 場 所 あいとうエコプラザ菜の花館（市視察研修）
ひこね市文化プラザ（県農業会議委員研修会）

7. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課

参事 志村 大輔
主任 奥村 志穂
主査 上原 翔

7. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局

局長 川崎 弘
参事 前河 康史

8. 会議の概要 次のとおり

事務局	定刻となりましたので、只今より、始めさせていただきます。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき誠に有難うございます。それでは、ただ今より令和 7 年第 11 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、17 名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は、4 番高木委員、12 番中江委員の 2 名となっています。本日の案件は、報告事項が 1 件、報告案件が 12 件、農地買受適格証明案件が 1 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件が 10 件、第 5 条案件が 4 件、市長部局からの案件として、農用地利用集積等促進計画案件が 203 件、農
-----	---

	業経営改善計画の認定案件が3件、高島農業振興地域整備計画の変更案件が2件、以上236件につきまして、ご審議いただくことになっております。また、総会終了後、地区委員長会議の開催を予定しております。スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。次に議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます。議事日程第7、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請については、●番●●●●●に、議事日程第9、高島市農用地利用集積等促進計画の決定について」は、●番●●●●●と●●番●●●●●に、議事日程第10、議案第47号「高島農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての番号3の法人は●●番●●●●●が構成員となっているため、それぞれ退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日、お手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の2点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。なお、個人情報の観点から「総会 議案書」「報告・議事案件資料集」につきましては、会議終了後回収させていただきます。なお、本日も各農業委員の皆様には、タブレットを持参いただくこととなっております。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご活用いただきたいと思います。併せて、総会終了後は、データを削除いただきますよう重ねてお願いさせていただきます。 それでは、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしくをお願いいたします。
地村副会長	はい。それでは、すみません。ご起立お願いできますか。総会議案書の1枚目をめくっていただきましたら、憲章が載っておりますので、ご覧いただいて、一緒に唱和をお願いします。それでは参ります。 （唱 和）
地村副会長	はい、どうもありがとうございました。
事務局	はい。ありがとうございました。それでは、中田会長よりご挨拶をいただきます。ご挨拶の後、総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき会長をお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

会長	それでは皆様、改めましてこんにちは。各委員の皆様には、常日頃から農業委員会活動にご精励をいただいておりますことを、この場をお借りして改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。また大規模農家の皆様には、これから大豆の刈り取りや来年の麦づくりの作業に入られる状況であります。先般、国では、総理大臣が代わりまして、支持率が非常に高い状況となっています。積極経済を推進していかれる状況で、米の増産を表明されていましたが農林水産大臣も代われ再び生産調整へと舵がきられたところではありますが、ここひと月の間に政策が大きく転換されることについて、大きな担い手の皆さん方は、どのように対応されて行かれるのか。あまりにも政策が変わる過ぎることについて、なかなか見通しが立てにくく将来への不安を感じる場所でもあります。また、私たちの大切な事業のひとつであります担い手の農地の集積や集約についてであります。後ほど報告の中で申し上げたいと思いますが、能登川の大規模農家の方で農業委員をされておられます湯ノ口さんのお話がございました。どのような形で集積または集約につなげておられるのか具体的にお話をいただいたところです。実際、私たちが現場に出てみて農家の皆さん、担い手の皆さんと土地持ち非農家の皆さんをどう結び付けていくのかということが、なかなか難しいところがあるのではないかと感じているところです。また私が最近、課題のひとつであると考えておりますのは、土地の賃貸借の単価であります。貸し手は高く借り手は安いのが一番良いんですが、実際は借り手市場で、大変安い単価での契約が進んでおります。また、最近では貸し手も、農業をされない二代目三代目の方が農地を所有している状況も増えてまいりました。こうなりますと貸し手へ入る賃料が安く農地から得られる収入が費用よりも少ないこととなりますと、ますます農地を手放す方が増加し、更には耕作放棄地なども増える大きな要因となってまいります。この辺のところを農業委員会がどう調整するのか、こういうところが農業委員会の仕事のひとつになってくるのではないかなあ。とこのようにも考えています。できますれば、例えば土地改良区、担い手の代表の方、地権者の方等々のご意見をいただいて進めていかなければならないと考えております。 また、話は変わりますが、数か月間お世話になりまとめていただきました意見書につきましては、10月17日に地村副会長と一緒に手交させていただきました。約1時間半あまりでしたが、意見書の中身のこと、また今後の農業をこれからどうしていきたい。ということについてもお話をさせていただきました。特に、その中では、非農地証明事務における課税部局の対応について、ぜひとも市長主導で関係部局との調整をお願いしたい
-----------	---

	と申し上げてまいりました。市長自身も関係部署と話をさせていただくというお返事をいただいたところです。これをしっかりと進めていかないと、非農地証明事務を進めていくことができなくなりますので、ぜひとも、しっかりした対応をしていきたいと考えております。それと併せまして、先般、事務局のほうから提案いただき、各地区の代表委員の方へ、地目農地で現況山林における非農地判断事務について、しっかりと現場確認を行っていく旨の協議をさせていただきました。山林化していることで、現地確認も大変な状況がうかがい知れますが、全体で約１０００件余りが対象となりますことから、毎年１００、２００と進め、少しでも解消していくことを続けていかなければならないと考えているところです。各委員の皆さんも大変お忙しいところではありますが、最適化推進委員の方を含めた中で、これらの確認事務へご尽力をお願い申し上げたいと考えているところでありま。 また、来年の７月１９日までが我々の任期でございますが、任期満了までしっかりと仕事をさせていただいて成果をもって次の委員の皆さん方へバトンタッチができるようお願いさせていただきたいと考えています。 本日ご提案申し上げます議案につきましては、十分ご審議をいただきまして、適正なるご判断をお願い申し上げまして、日頃のお礼とご挨拶に代えさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。
会長	それではこれより令和７年第１１回高島市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程に従いまして、会議を進めさせていただきます。 議事日程第１、議事録署名委員の指名につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、３番橋本久義委員、７番前川幸雄委員のお二方をお願い申し上げます。お二方、よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、議事日程第２を議題といたします。報告事項第１「農地の違反転用に対する研修会については、私と地村副会長および事務局職員で参加させていただきましたところです。代表しまして私から報告させていただきます。 去る１０月３１日滋賀県農業教育情報センターにおいて、関西学院大学法学部教授をお迎えして、農地の違反転用に対する措置の概要。それから個別事例についての意見交換。また、担い手育成基金および滋賀県農業会議より情報提供をいただいたところです。 農地の違反転用に対する措置については、行政指導にとどまらず命令や行政代執行を視野に入れた対応を行う際の留意点等を学ばせていただいた

ところであります。原状回復等の措置についても教示いただいたところですが、実際には、進んでいかない現状がある。農地法の規定では軽微なものについては、顛末案件が可能であることもあり、ほとんどの場合が顛末案件処理でされている状況の中で、原状回復命令までもっていくプロセスがなかなか困難であるという結果でございました。ただ、違反転用に対してどう歯止めをかけていくのかについては、常日頃から委員の皆さん方にご尽力いただいております農地パトロールにおいて、早期に発見し早期に現場活動を中止させていくことに尽きるのではないかと。現場が完成してからではなかなか違反状態の解消が難しくなる。現状回復の行政代執行については、農業委員会の所管ではなく市の行政運営の所管となります。こうなりますと、市の財政規模等によっても温度差が生じてまいりますし、こうしたことを踏まえますと、なかなか進めていくことが難しい状況であると感じた次第です。また昨年の研修の話を踏まえますと、違反転用について早期発見・早期是正に尽きるというのが現実的なところではないのかなあと感じた次第です。皆さん方の行っている農地パトロールについても、そういった観点をお持ちになって早期発見・早期是正が可能となるよう、なお一層のご尽力をお願い申し上げたいと思います。

また担い手育成基金からは、所有者不明農地の対応でございます。農業委員会としては、所有者の探索が業務となります。探索後2か月公示し、農地バンクへ通知、知事裁定を受け、手続き開始から6か月ほど必要となります。利用権設定期間は最大40年となっております。今後、こういう案件についても候補者がでてくる状況にあると考えているところであります。特に皆さんもお気づきだと思いますけども、ここ数年間で農地中間管理機構を通じた賃貸借契約につきまして、相続人代表となっている案件が相当数発生しております。これは単に相続出来ないだけという面もありますが、このあたりのところをどこまで追及されていくのかということにつきましては、注意深く皆さん方も地域の情報等を集めていただいて、対策を考えていかなければならないと考えております。この点につきましても、ひとつひとつ知識としてお持ちいただいて、今こういう場合には、こういう手段もあると整理の手助けをお願いしたいというふうに思っております。

また、県農業会議からの報告は情報提供でございました。公共事業等における優良農地の確保に関する対応について。ということで書面をもって回答をいただいたというところでございました。

とりとめのない内容でございますけれども研修についての復命とさせていただきます。

会長	さて、これにつきまして、何かご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、また後ほど何かございましたら事務局までお問い合わせいただきたいと思います。それでは以上で、報告事項第1の案件を終りたいと思います。
会長	次に、議事日程第3。報告第22号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	3ページをご覧ください。報告第22号。田畑転換等 農地の形状変更届出書の受理について。田畑転換等 農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程 第2条第1項第3号の規定に基づき、これを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和7年11月10日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示、地番3番1。地目、田。面積：2,673平方メートルのうち2,474平方メートル。目的、田に盛土をして、採草放牧地として利用。申請位置図等は、議事案件資料集1ページ・2ページをご参照ください。田畑転換等 農地の形状変更届出とは、田を畑や樹園地として利用するなど、耕作を目的に、農地を耕土や良質土等により盛土して形状変更を行う前にする届け出です。本件は、盛土を行い、採草放牧地として利用することを目的として、田畑転換の形状変更届出が提出されたものです。「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、令和7年9月26日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。次にまいります。番号2。土地の表示、地番3560番。地目、田。面積560平方メートル。目的、田に盛土をして、水稻の育苗ハウスとして利用。申請位置図等は、議事案件資料集3ページ・4ページをご参照ください。本件は、盛土を行い、水稻の育苗ハウスを設置することを目的として、田畑転換の形状変更届出が提出されたものです。「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第2条第1項第3号

	の規定により異議ないものとし、令和7年10月9日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは本件について、何かご意見やご質問はございませんか。
中川委員	11番中川です。基本的なところで申し訳ないですが、確認の意味で質問させていただきました。報告議事案件資料集3ページのところなのですが、番号2の案件の場所が少し間違っているように思うが確認いただいてもよろしいか。
事務局	確認しましたところ。資料集3ページのグーグルマップに色付けしております場所がずれておりました。お示しさせていただいている場所より右手側へ約200mずれたところが正式な場所となります。誠に申し訳ございませんでした。
会長	グーグルマップの航空写真への印がずれていたということですので、来月の総会時に改めて、正式な図面をお示しさせていただくこととさせていただきます。
会長	他に、ご意見等がありましたらお受けしたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それではご意見も無いようでございますので、以上で「報告第22号」の案件を終わらせていただきます。 次に、議事日程第4。報告第23号「農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	4ページをお開きください。報告第23号。「農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について」農地法第4条第1項第8号に係る届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づきこれを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和7年11月10日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示、地番3番1。地目、田。面積2,673平方メートルのうち199平方メートル。転用目的、農作業小屋・農業用倉庫。申請位置図等は報告・

	議事案件資料集の５ページから６ページをご参照ください。本届出は、農作業小屋・農業用倉庫を建築するために、農地の一部を農地転用されるものです。届出地は、農業振興地域内農用地区域外に位置し、宅造地内で周りに住宅等があり、「住宅、公共施設等が連たんしている」に該当するため、農業用施設としての利用に支障はないと考えます。転用目的が農業用施設で面積が 200 平方メートル未満の転用であることから農地法第 4 条第 1 項第 8 号の届出があったものです。なお届出地は、届出を提出する前に、着工しており、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。届出書を審査したところ、必要書類も揃っていることから、高島市農業委員会 会長専決規程 第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、令和 7 年 9 月 26 日に届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは本件について、何かご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。それではご意見も無いようでございますので、以上で「報告第 23 号」の案件を終わらせていただきます。 それでは次に、議事日程第 5 報告第 24 号。農地の転用事実に関する照会について。を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	５ページをお開きください。報告第 24 号。農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、これに回答したので、同条 2 項の規定に基づき報告します。令和 7 年 11 月 10 日。高島市農業委員会会長。番号 1。土地の表示、地番 617 番 1。地目、畑。面積 671 平方メートル。現況、非農地。番号 2。地番 1216 番。地目、田。面積 140 平方メートル。現況、非農地。番号 3。地番 158 番 1。地目、畑。面積 105 平方メートル。他 3 筆。計 4 筆、3,120 平方メートル。現況非農地。番号 4。地番 721 番 3。地目、田。面積 165 平方メートル。他 2 筆。計 3 筆 310 平方メートル。現況、非農地。番号 5。地番 1655 番。地目、畑。面積 178 平方メートル。現況、非農地。６ページにまいります。番号 6。地番 1426 番 3。地目、畑。面積 11 平方メートル。現況、非農地。番号 7。地番 3877 番。地目、畑。面積 165 平方

	メートル。現況、非農地。番号８。地番１１９番。地目、畑。面積６０平方メートル。現況、非農地。番号９。地番１０５番１。地目、田。面積６３７平方メートル。現況、非農地。計９件、５，２９２平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号１から番号９について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、１４日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは、本件について、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、ご意見ないようでございますので、以上で報告第２４号の案件を終わります。次に、議事日程第６議案第４３号「農地買受適格証明願の審議について」を議題とします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	議案説明の前に、農地買受適格証明についてご説明いたします。本件は、農地の競売参加にかかる入札が、令和７年１１月１１日に実施されます。 この競売に参加するには、農業委員会が交付する「農地買受適格証明書」の提出が条件であることから、農地法第３条の許可申請があった場合と同様の審議を、本日、お願いするものです。本日配付の参考資料１をご覧ください。基本的な考え方として、競売等の買受適格証明書は、法的な根拠はなく裁判所に対し、農業委員会が行うサービス行為となり、法に照らし合理的な理由がなければ、特定の人や法人によって証明書の発行を断ることができないものとなっております。手続きの流れとしましては、２パターンございます。１つ目が、「入札期間が、総会開催日以後の場合」です。 申請者より証明願が提出され、総会で審議ののち適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、農地法第３条許可を専決し、次回総会で報告するという流れです。 ２つ目が、「入札期間が、総会開催日前の場合」です。申請者より証明願が提出され、専決処分により適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、総会で農地法

	第3条許可を議決するという流れです。 今回、入札期間が、令和7年11月11日となっており、今回は「入札期間が、総会開催日以後の場合」の対応となりますので、落札後、会長の専決により農地法第3条の許可書を交付することとなります。それでは、議案説明に入らせていただきます。総会、議案書7ページをお開きください。高島市農委議案第43号。農地買受適格証明願について。上記の議案を提出する。令和7年11月10日。高島市農業委員会会長。農地買受適格証明願について。農地の公売参加にかかる農地買受適格証明願について審議を求める。8ページをご覧ください。1. 農地法第3条関係（所有権の移転）番号1。土地の表示、地番：3368番。地目、田。面積3032平方メートル。申請位置図等は、報告議事案件資料集の7ページ・8ページをご覧ください。申請地は、安曇川在住の買受予定者の居住地に近く、農業の規模拡大を行う上で便利が良く、水稻の栽培を行う予定です。買受予定者の農作業歴は長く、トラクターなどの大型機械も保有しており、耕作する権限のある農地すべてを、効率的に利用し、耕作を行うと認められ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中川委員	11番。中川です。買受予定者は、これまでから周辺地域で農業を営んでおられ方で、申請場所は営農場所の隣になります。特に問題ないと判断します。
会長	はい。説明が終わりました。それでは、これより、「農地買受適格証明願について」を審議します。 本件について、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。はい。それではご意見もないようですので、これより「農地買受適格証明願について」の採決を行います。申請のとおり交付することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第43号「農

事務局	地買受適格証明願について」は申請のとおり証明することに決定しました。 次に、議事日程第7。議案第44号。「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員の皆さんからそれぞれ説明をお願いします。 9ページをお開きください。高島市農委議案第44号。農地法 第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和7年11月10日高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。10ページをご覧ください。1. 所有権の移転。 番号1。土地の表示、地番1349番。地目、畑。面積65平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 9ページ・10ページをご参照ください。申請地は、昨年12月に相続のため所有権をもったものの、遠隔地に居住しており、今後の耕作を継続することが難しく、農地を売却したい譲渡人と、居住地が申請地に隣接しており、農業の規模拡大を図りたい、マキノ在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人はこれまでから農作業経験もあり、管理機なども所有しており、申請地において果樹（ブドウ）の栽培を計画しています。写真手前の切り出された杉の木の幹2本を活用して、ぶどう棚を作り、令和8年5月頃を目途に農地に復元する農地復元計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
田中委員	1番田中です。4番高木委員が休んでいますので、私から報告させていただきます。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。そして現場を確認いたしました。特に問題ないと伺っております。慎重なご審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次にまいります。番号2。土地の表示、地番699番。地目、田。面積1298平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集11ページから13ページをご参照ください。申請地は、新たに実施される安曇川地域の圃場整備区域内に位置し、父親である譲渡人が農地の一部を子である譲受人へ贈与により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、父親の所有する大型農機具を使用し、指導を受けながら水稻の栽培を行うもので、土地改良区からも同意が得られている状態です。 申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準

	を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。内容はただいま事務局より説明のあったとおりです。上安曇地区のほ場整備を実施する地域の中にあります。特に問題ないと思います。慎重なご審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次にまいります。番号3。土地の表示、地番721番1。地目、田。面積1291平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集11ページ・12ページ・14ページをご参照ください。申請地は、新たに実施される安曇川地域の圃場整備区域内に位置し、父親である譲渡人から、農地の一部を子である譲受人へ贈与により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、父親のリースする大型農機具を使用し、指導を受けながら水稻の栽培を行うもので、土地改良区からも同意が得られている状態です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。内容はただいま事務局より説明のあったとおりです。この案件も、上安曇地区のほ場整備を実施する地域の中にあります。特に問題ないと思います。慎重なご審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次にまいります。番号4。土地の表示、地番1191番。地目、田。面積1510平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集11ページ・12ページ・15ページをご参照ください。申請地は、新たに実施される安曇川地域の圃場整備区域内に位置し、父親である譲渡人から、農地の一部を子である譲受人へ贈与により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、父親の所有する大型農機具を使用し、指導を受けながら水稻の栽培を行うもので、土地改良区からも同意が得られている状態です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。内容は、ただいま事務局より説明のあったとおりです。この案件も、上安曇地区のほ場整備を実施する地域の中にあります。特に問題ないと思います。慎重なご審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次にまいります。番号5。土地の表示、地番1679番。地目、

地村委員	田。面積 1 2 1 3 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 1 ページ・1 2 ページ・1 6 ページをご参照ください。申請地は、新たに実施される安曇川地域の圃場整備区域内に位置し、父親である譲渡人から、農地の一部を子である譲受人へ贈与により所有権を移転するものです。 譲受人の農作業歴はありませんが、父親の所有する大型農機具を使用し、指導を受けながら水稻の栽培を行うもので、土地改良区からも同意が得られている状態です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 1 0 番地村です。内容は、ただいま事務局より説明のあったとおりです。この案件も、上安曇地区のほ場整備を実施する地域の中にあります。父親から指導を受けて農業をやっていくという事で、特に問題ないと思います。慎重なご審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次にまいります。番号 6。土地の表示、地番 7 2 番 1。地目、田。面積 1 1 3 2 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 1 ページ・1 2 ページ・1 7 ページをご参照ください。 申請地は、新たに実施される安曇川地域の圃場整備区域内に位置し、父親である譲渡人から、農地の一部を子である譲受人へ贈与により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、父親の所有する大型農機具を使用し、指導を受けながら水稻の栽培を行うもので、土地改良区からも同意が得られている状態です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	1 0 番地村です。内容は、ただいま事務局より説明のあったとおりです。この案件も、上安曇地区のほ場整備を実施する地域の中にあります。父親から指導を受けて農業をやっていくという事で、特に問題ないと思います。慎重なご審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次にまいります。番号 7。土地の表示、地番 8 3 1 番 1。地目、田。面積 4 2 7 平方メートル。地番 8 3 2 番 1。地目、田。面積 1 4 4 平方メートル。計 2 筆。面積 5 7 1 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 8 ページから 2 0 ページをご参照ください。申請地および申請地に隣接する家屋を新たに購入し、副業で民泊経営を計画している市外在住の譲受人と譲渡を希望する譲渡人の間で話がまとまり、売買によ

岸田委員	り所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、手作業と作業委託により水稻と果樹（梅）を栽培する新規営農計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 １３番岸田です。内容は、ただいま事務局より説明のあったとおりです。現在の農地については私が作業を受託したこともあり現場については熟知しております。特に問題はないと思います。慎重な審議をお願いいたします。
事務局	はい。次にまいります。１１ページをご覧ください。番号８。土地の表示、地番４９０番。地目、畑。面積１３２平方メートル。地番４９２番。地目、畑。面積１６８平方メートル。地番４９３番。地目、畑。面積３２７平方メートル。地番４９４番。地目、田。面積４２３平方メートル。地番４９４番３。地目、原野。面積８２平方メートル。地番４９４番７。地目、田。面積１７１平方メートル。地番４９５番。地目、田。面積２８７平方メートル。地番４９６番。地目、田。面積１０９０平方メートル。地番４９７番。地目、田。面積１５５平方メートル。地番４９８番。地目、田。面積８１３平方メートル。地番４９９番。地目、田。面積５０９平方メートル。地番３０７０番。地目、田。面積２０２１平方メートル。計１２筆。面積６１７８平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２１ページから２６ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作を継続することが難しくなってきた譲渡人と、これまでから、申請地において主として耕作を行っていた、譲渡人の子である大津在住の譲受人が、後継者として母の農地を売買により所有権移転し、引き続き農業経営を行うものです。譲受人の農作業歴は長く、大型の農業機械も所有しており、申請地において水稻と野菜の栽培を計画されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。内容は、ただいま事務局より説明のあったとおりです。特に問題ないと思います。慎重審議をよろしく願います。
事務局	はい。次にまいります。番号９。土地の表示、地番３４６番。地目、田。面積１３４５平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２７ページから２８ページをご参照ください。申請地は、日中、市外で仕事を

	しており耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人と自宅と勤務地の間に位置し、農業を始めううえで都合が良い、大津在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農作業歴はありませんが、管理機 1 台を所有する予定で、申請地において芋や果樹（もも）の栽培を行う新規営農計画書が提出されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
足立委員	18 番足立です。現在の耕作者は今年で農業をやめるということで売買によって所有権を異動し譲渡人の子が耕作をするもので、先ほどの事務局からの説明のあったとおりです。慎重な審議をよろしくお願いいたします。
事務局	はい。次にまいります。番号 10。土地の表示、地番 1977 番。地目、田。面積 651 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 29 ページから 30 ページをご参照ください。申請地は、会社勤めをしているため農業に従事できず、不耕作地の管理が難しく手放したい譲渡人と、居住地に近く農地の管理や水利のうえで便利が良い新旭在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、申請地において自家用の水稻を減農薬で栽培する計画で、大型機械はリースにより借り入れ、稲刈り、乾燥などは作業委託する計画で、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
石津委員	19 番石津です。内容はただいま事務局から説明のあったとおりです。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の審議を行います。はじめに 10 ページ 1. 所有権の移転。番号 2 の案件について審議します。法第 31 条第 1 項の規定により、●●番●●●●の退席を求めます。 (●●●● 退席)
会長	それでは本件につきましてご意見ご質問ございませんか。

	(質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見もないようですので、これより番号2の案件について採決します。本件について、原案のとおり許可することに賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって1. 所有権の移転。番号2の案件については、原案のとおり許可することに決定しました。 (●●●● 入場・着席)
会長	それでは、続いて番号1および番号3から10の案件について審議します。本件についてご意見ご質問ございましたらご発言ください。
采野委員	5番。采野です。番号8の案件ですが、タブレットで確認しましたら譲渡人のお名前が議案書のお名前と違うようだが確認させていただきたい。
事務局	タブレットの情報にタイムラグがあることから、少し前の情報が表示されている状況でした。議案書のお名前は登録簿上のお名前をお示しさせております。譲受人の方は現在の耕作者の方のお名前となっております。以上となります。
会長	よろしいですか。他にご意見・ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見もないようですので、これより番号1および番号3から番号10の案件について採決を行います。 番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手

会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手

会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 9 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 9 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 10 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、「所有権の移転」番号 1 および番号 3 から番号 10 の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。 それでは次に、議事日程第 8。議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	13 ページをお開きください。高島市農委議案第 45 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和 7 年 11 月 10 日、高島市農業委員会会長。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく所有権の移転および使用貸借による権利の設定にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。14 ページにまいります。1. 所有権の移転。番号 1。土地の表示、地番 910 番。地目、田。面積 710 平方メートル。地番 911 番。地目、田。面積 608 平方メートル。計 2 筆 1318 平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 31 ページから 33 ページをご参照ください。本件は、現在使用している駐車場が手狭に

	なったことや今後、譲受人を始め、市内の建設関係者および協力会社により運営している安全協議会の運営を行うにあたり、来客用の駐車場として35台分を確保する必要から、田2筆を、売買により譲り受け、駐車場用地として農地転用するものです。農地区分は、都市計画の用途地域の準工業地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については、東側の既設水路へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書が添付されている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年11月11日から令和8年5月31日の予定です。以上でございます。
地村委員	10番地村です。内容はただいま事務局より説明のあったとおりでございます。地元の企業が規模拡大を行うため駐車場を整備するもので、特に問題ないと判断します。慎重な審議をお願いいたします。
事務局	はい。次にまいります。番号2。土地の表示 地番294番5。地目、田。面積193平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の33ページから35ページをご参照ください。本件は、賃貸アパートに居住している譲受人が、家族が増え手狭になることから、自己の住宅を建築するため、田1筆を売買により譲り受け、農地転用するもので、使用貸借による権利の設定。番号2と同一の案件となります。農地区分は、都市計画用途地域の第1種住居地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水は、既設道路側溝へ排水し、南側にはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐこととします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年12月1日から令和8年4月20日の予定です。以上でございます。
地村委員	10番地村です。内容は、ただいま事務局から説明のあったとおりです。現地も確認してまいりました。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。

事務局	はい。次にまいります。２．使用貸借による権利の設定。番号１。土地の表示、地番１０番４。地目、畑。面積３１８平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３６ページから３８ページをご参照ください。本件は、賃貸アパートに居住している借り人が、家族が増え手狭になることから、自己の住宅を建築するため、畑１筆を使用貸借にて借り受け、農地転用するものです。農地区分は、都市計画用途地域の第１種住居地域であるため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水は、南側の既設水路へ放流し、北側と東側にはＬ型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐこととします。万一被害が生じた場合には、借り人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書が添付されている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和７年１１月２０日から令和８年５月３１日の予定です。以上でございます。
前川委員	７番前川です。内容は、ただいま事務局から説明のあったとおりです。親子間での使用貸借による権利の設定となります。特に問題ないと判断しています。慎重な審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次にまいります。番号２。土地の表示 地番２９３番１。地目、田。面積１６１平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３３ページから３５ページをご参照ください。本件は、賃貸アパートに居住している借り人が、家族が増え手狭になることから、自己の住宅を建築するため、田１筆を使用貸借にて借り受け、農地転用するもので、所有権の移転。番号２と同一の案件となります。農地区分は、都市計画用途地域の第１種住居地域であるため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水は、既設道路側溝へ排水し、南側にはＬ型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐこととします。万一被害が生じた場合には、借り人が責任を持って対処する旨の誓約書および隣接者承諾書が添付されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。なお、譲渡人からは、申請地を農地法の許可を得ずに造成されていたことを、相続の時に初めて知ったことから、今後において、農地法を遵守する旨の顛末書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和７年１２月１日から令和８年４月２０日の予定です。以上でございます。

地村委員	10番地村です。内容は、ただいま事務局から説明のあったとおりです。顛末案件でかなり反省されている状況でした。現地も確認しております。特に問題ないと判断しました。慎重な審議をよろしくお願いします。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議します。本件につきまして、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見もないようなので、これより議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」の採決に入らせていただきたいと思います。最初に所有権の移転。番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することについて、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、使用貸借による権利の設定。番号1の案件について、申請のとおり許可することについて、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」については、申請のとおり許

	可することに決定しました。
会長	それでは、長時間となりましたので、ここで、暫時休憩とします。再開は午後３時００分とします。 (農業政策課職員：入室)
会長	それでは再開します。次に、議事日程第９議案第４６号。農用地利用集積等促進計画の作成について。を議題とします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	１６ページをお開きください。高島市農委議案第４６号 農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和７年１１月１０日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。１、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。２、公告予定年月日、令和７年１２月２６日。農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課奥村と申します。農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。まず、はじめに、議案書の訂正をお願いいたします。議案書３３ページの面積欄の下段合計３４４，９８０．６１平方メートルとなっておりますが、３５４，８００．６１平方メートルの誤りです。大変申し訳ありませんでした。それでは、農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。農用地利用集積等促進計画。令和７年１２月２６日 高島市農用地利用集積等促進計画は１８ページのとおりでございます。こちらにつきましても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。１．農用地利用集積等促進計画案について。(１) 権利設定農用地は２０３筆。(２) 権利設定面積は３７７，３０１．６１平方メートル。(３) 農地中間管理機構に権利の設定をする者(貸し手)は７０名(４) 権利の設定を受ける者(借り手)は１５名。(５) その他 農用地利用集積等促進計画は１９ページから３４ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。

会長	はい。ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより議案第４６号「農用地利用集積等促進計画の作成について」の審議に入らせていただきたいと思います。はじめに農用地利用集積等促進計画の案。一括方式番号１３１から番号１８５の案件について、審議を行います。法第３１条第１項の規定により●番●●●●の退席を求めます。 (●●●● 退席)
会長	はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１３１から番号１８５の案件についての採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、番号１３１から番号１８５の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (●●●● 入場・着席)
会長	続いて、番号１９１から番号１９５番の案件について、審議を行います。法第３１条第１項の規定により●●番●●●●の退席を求めます。 (●●●● 退席)
会長	はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１９１から番号１９５の案件についての採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願

	います。
	全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、番号１９１から番号１９５の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
	(●●●● 入場・着席)
会長	続いて、番号１から番号１３０番および番号１８６番から番号１９０番の案件について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。
	(質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１から番号１３０番および番号１８６番から番号１９０番の案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、農用地利用集積等促進計画の案（一括方式）番号１から番号１３０番および番号１８６番から番号１９０番の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。続いて、農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）の番号１から番号８の案件についての審議を行います。それでは、本件についてご意見やご質問はございましたら、ご発言ください。
中川委員	１１番中川です。明細書の番号５の案件ですが、借賃の支払いの方法欄で、物納となっているのが１件あるが、基本物納は無いのではないかと。
農業政策課	従前から契約されていた案件で、今回耕作者が変更になったことで、今回審議をさせていただいたものです。従前の契約により行われている契約であることを確認しております。

会長	他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。7 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより番号1から番号8の案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、農用地利用集積等促進計画の案(機構から受け手)の番号1から番号8の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 それでは、続いて、議事日程第10議案第47号。「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。これより事務局と農業政策課より説明をさせていただきます。
事務局	はい。説明させていただきます。35ページをお開きください。高島市農委議案第47号。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和7年11月10日。高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課 上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありましたのは、高島地域で新規案件が1件、安曇川地域で継続案件が1件、マキノ地域で継続案件が1件の計3件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。 36ページをご覧ください。【番号1】の農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は1,220アールであり、これを1,560アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は760アールとなり減少しましたが、地域の担い手として今後は、1,270アールまで拡大される計画を立てられています。雇用を増やし、機械化を行い生産性の向上を図られます。また、品種の見直し、販売先の見直しや加工品の強化

	を行い所得の向上を図られます。 ３７ページをご覧ください。【番号２】の農業経営改善計画の概要でございます。５年前の経営面積は９６０アールであり、これを１，４５０アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は６４０アールとなり減少しましたが、後継者もおられることもあり、集積・集約をしていかれます。作業の省力化を図り、経費を抑えていかれます。また、高温に対応する品種への変更や徹底した水管理等を行い収量の増加、所得の向上を図られます。 ３８ページをご覧ください。【番号３】の農業経営改善計画の概要でございます。当法人は、以前から地域の担い手として、団体で営農をされていましたが、令和７年３月２４日に法人化されました。現在の経営面積は、９２０アールで、５年後には１，６５０アールまで拡大される計画を立てられています。今後の面積拡大に向けて、雇用を行い労力の確保と機械を導入することによる経費削減が行われます。また、販売先の見直しや将来的に別の作物栽培も考えられており、所得の向上を図られます。以上の３件につきましては、農業政策課において聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からは、すでに同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、議案第４７号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の審議を行います。はじめに、農業経営改善計画の概要、番号３の案件について審議します。法第３１条第１項の規定により、●●番●●●●が法人の構成員となっておられるため退席を求めます。 （●●●● 退席）
会長	はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号３の案件についての採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。

	全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、番号３の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
	(●●●● 入場・着席)
会長	続いて、農業経営改善計画の概要、番号１および番号２の案件について審議します。 それでは本件について、ご意見やご質問はございましたら、お願いします。何かございませんか。それでは、ご意見、ご質問がないようですので、これより、採決を行います。原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって「農業経営改善計画の概要」番号１および番号２の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 それでは、次に、議事日程第１１．議案第４８号高島農業振興地域整備計画の変更協議について意見を求めることについて。を議題とします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	３９ページをお開きください。高島市農委議案第４８号、高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和７年１１月１０日、高島市農業委員会会長。高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、次の高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求める。農用地区域を除外する土地、番号１、地番１６６５番１外１筆。番号２、地番３３０番１外３筆。高島農業振興地域整備計画書農用地利用計画変更案につきましては、農林水産部農業政策課から説明をしていただきます。
農業政策課	農業政策課の志村と申します。私より農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについてご説明申し上げます。まず、農用地区域

を除外する土地につきましてご説明申し上げます。番号１でございます。４１ページから５０ページをご覧ください。高島地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は畑６３０平方メートルでございます。事業者、土地所有者につきましては、４２ページの調整調書記載のとおりでございます。整備内容につきましては、「資材置場および露天駐車場」の整備を野田において行うものであります。位置図は報告・議事案件資料集３８ページか４０ページを併せてご覧ください。転用予定者の工場の隣地に、資材置場および露天駐車場を整備するものでございます。顧客の車両を預かるため、または資材を保管する場所が近くに必要であることから設置場所を検討した結果、近隣の当該地になったものでございます。「法第１３条第２項」の規定に基づき、除外が適当であるか検討させて頂いたところ、申出の土地は、規模、条件等からみて最も適した土地で代替すべき土地もなく、また、農業上の効率的な利用にも支障なく、農地の集団化・農業の効率性等、利用上の支障はないと認められるなど、要件を満たしており、やむを得ないものと判断致しました。続きまして番号２でございます。５１ページから６０ページをご覧ください。朽木地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は田２６４５平方メートルでございます。事業者、土地所有者につきましては、５２ページの調整調書記載のとおりでございます。整備内容につきましては、「露天駐車場および多目的広場」の整備を栃生において行うものであります。位置図は報告・議事案件資料集４０ページから４１ページを併せてご覧ください。転用予定者が所有する研修所の隣地に、露天駐車場および多目的広場を整備するものでございます。規模の大きな企業であり、従業員が一度に使用するための駐車場と研修に利用できる多目的広場が近くに必要であることから設置場所を検討した結果、隣接の当該地になったものでございます。「法第１３条第２項」の規定に基づき、除外が適当であるか検討させて頂いたところ、申出の土地は、規模、条件等からみて最も適した土地で代替すべき土地もなく、また、農業上の効率的な利用にも支障なく、農地の集団化・農業の効率性等、利用上の支障はないと認められるなど、要件を満たしており、やむを得ないものと判断致しました。以上、番号１および２につきましては市役所内、農協等の関係部局におきましても、「除外をすることについて止むなし」という判断をいただいております。また滋賀県高島農業農村振興事務所より、事前協議の結果変更内容は適当であると認められております。このたび、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第３条の２の規定に基づき、「農業委員会の意見を聴くものとする」とされておりますことから、農業委員会総会におきまして、ご意見をお伺い

会長	するものでございます。以上、私の説明とさせていただきます。 はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、議案第４７号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の審議を行います。それでは本件について、ご意見やご質問はございましたら、お願いします。何かございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ご質問もないようですので、これより、高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。を採決します。番号１の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号２の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第４８号高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。 それでは以上をもちまして本日予定しておりました議事日程については全て終了とさせていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議事を終了します。 (午後３時２５分 議事終了)

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 3 番 _____

議事録署名委員 7 番 _____